傍聴要領

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　大阪市行政不服審査会

１　傍聴手続

⑴　会議を傍聴しようとする方は、会議の開始予定時刻までに、受付において審査会の会長の許可を得た上で、事務局の指示を受けて、会場に入場してください。

⑵　傍聴の受付は、先着順で行いますので、定員になり次第、受付を終了します。

２　傍聴者の遵守事項

　　傍聴者は、会場においては、次の事項を守ってください。

　⑴　危険物又は笛、太鼓等の楽器類その他の会議の妨げとなると認められる器物を持ち込まないこと

⑵　発言、拍手その他の方法により公然と意見を表明しないこと

⑶　鉢巻き、腕章、たすき、ゼッケン、ヘルメット等の着用、プラカード、旗、のぼり等の掲出その他の示威的行為をしないこと

⑷　携帯電話などの受信音、操作音等を出さないこと

⑸　飲食又は喫煙をしないこと

⑹　その他、会場の秩序を乱し又は会議の支障となるような行為をしないこと

３　会議の秩序維持

⑴　傍聴者は、会場においては、審査会の会長又は事務局の指示に従ってください。

⑵　傍聴者が上記２の規定に違反したときは、これを注意し、なおこれを改めないときは、退場していただく場合があります。